

2 申告所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

- (1) この章は、平成14年1月1日から平成14年12月31日までの間の所得について、平成15年3月31日までに確定申告、修正申告又は更正・決定等により申告納税額が計算された人(申告納税者という。)の課税の実績を、全数調査又は標本調査の方法で調査・集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない者及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告等を要しない者は、調査の対象から除かれている。
- (2) 各所得者の区分は次のとおりである。

申告納税者	事業所得者	営業等所得者	事業所得のうち、営業等から生ずる所得が最も大きい者をいう。
		農業所得者	事業所得のうち、農業から生ずる所得が最も大きい者をいう。
	その他所得者		事業所得者以外の者をいう。

(注) 「事業所得者」とは、事業所得だけを有する者及び事業所得と事業所得以外の各種の所得を併有する者で、事業所得の金額が他の所得の合計額より大きい者をいう。

2 申告所得税の一般の税率(課税総所得金額又は課税退職所得金額に対して)

1,000円以上	330万円未満の金額	10%	(控除額 0万円)
330万円以上	900万円	20%	(" 33万円)
900万円以上	1,800万円	30%	(" 123万円)
1,800万円以上の金額		37%	(" 249万円)

3 申告所得税の主な諸控除(平成14年分)

(1) 所得控除

イ 基礎控除 380,000円

ロ 配偶者控除

(イ) 老人控除対象配偶者 480,000円

(ロ) その他の控除対象配偶者 380,000円

(ハ) (イ)のうち同居特別障害者 830,000円

(ニ) (ロ)のうち同居特別障害者 730,000円

(青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者については、配偶者控除を受けられない。)

ハ 配偶者特別控除

合計所得金額が1,000万円以下の者で、その配偶者が

(イ) 控除対象配偶者に当たる場合

配偶者の合計所得金額	控除額
49,999円まで	38万円
50,000円から99,999円まで	33万円
100,000円から149,999円まで	28万円
150,000円から199,999円まで	23万円
200,000円から249,999円まで	18万円
250,000円から299,999円まで	13万円
300,000円から349,999円まで	8万円
350,000円から379,999円まで	3万円
380,000円	0円

(ロ) 控除対象配偶者に当たらない場合

配偶者の合計所得金額	控除額
380,001円から399,999円まで	38万円
400,000円から449,999円まで	36万円
450,000円から499,999円まで	31万円
500,000円から549,999円まで	26万円
550,000円から599,999円まで	21万円
600,000円から649,999円まで	16万円
650,000円から699,999円まで	11万円
700,000円から749,999円まで	6万円
750,000円から759,999円まで	3万円
760,000円以上	0円

二 扶養控除

(イ) 老人扶養親族(70歳以上)

A	同居特別障害者	├── a	同居老親等	930,000円
		└── b	a以外	830,000円
B	A以外	├── a	同居老親等	580,000円
		└── b	a以外	480,000円

(ロ) 特定扶養親族(16歳～22歳)

A	同居特別障害者	980,000円
B	A以外	630,000円

(ハ) 一般の扶養親族(上記(イ)及び(ロ)以外)

A	同居特別障害者	730,000円
B	A以外	380,000円

(青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者については、扶養控除を受けられない。)

ホ 雑損控除 …… 災害等の損失額(保険金などで補てんされる金額を除く。)で所得金額の合計額の10%を超える金額と災害関連支出の金額で50,000円を超える金額のいずれか多い方の金額

ヘ 医療費控除 …… 支払った医療費(保険金などで補てんされる金額を除く。)から100,000円と所得金額の合計額の5%とのいずれか少ない方の金額を控除した金額(最高200万円)

ト 生命保険料控除

{	一般の保険料の計の金額(a)を下の	}	+	{	個人年金保険料の計の金額(b)を下の	}
	に当てはめてその(a)の金額を基に計算した金額(最高5万円)				らに当てはめてその(b)の金額を基に計算した金額(最高5万円)	
	25,000円まで				(a)又は(b)の全額	
	25,000円を超え50,000円までの場合				$[(a)又は(b)] \times 1/2 + 12,500円$	
	50,000円を超える場合				$[(a)又は(b)] \times 1/4 + 25,000円$	

チ 社会保険料控除 …… 支払った社会保険料の全額

リ 損害保険料控除

{	長期保険料の計の金額(a)	}	+	{	短期保険料の計の金額(b)	}
	((a)の金額が10,000円を超える場合は (a) × 1/2 + 5,000円)(最高15,000円)				((b)の金額が2,000円を超える場合は (b) × 1/2 + 1,000円)(最高3,000円)	
	(最高限度額15,000円)					

ヌ 小規模企業共済等掛金控除 …… 支払った小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除く。)と心身障害者扶養共済掛金との合計額

ル 障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 …… 270,000円

ただし、特別障害者の障害者控除は…400,000円、特定の寡婦の寡婦控除は…350,000円

ヲ 老年者控除 …… 500,000円

ワ 寄附金控除 …… 特定寄附金の支出額(所得金額の25%を限度)のうち、10,000円を超える部分の金額

(2) 税額控除

イ 配当控除 …… 原則として、配当所得の金額の10%(課税総所得金額が1,000万円を超える場合、その超える金額に対応する配当所得の金額については5%)。ただし、建設利息、基金利息、外国法人からの配当金、特定目的会社の配当、証券投資法人の投資口の配当、源泉分離課税や確定申告しないことを選択した配当所得等は配当控除の対象とならない。

ロ 外国税額控除 …… 外国所得税の額のうち、次の算式により計算した控除限度額までの金額

$$14年分所得税の額 \times \frac{14年分の国外所得総額}{14年分の所得総額} = \text{控除限度額}$$

2 申告所得税

八 住宅借入金(取得)等特別控除

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額	控除期間	床面積	所得基準
平成9年1月1日 } 平成9年12月31日	(イ) 居住の用に供した年(1年目)から3年目までの各年 $\left\{ \begin{array}{l} \text{住宅ローンの} \\ \text{年末残高} \\ \text{1,000万円} \\ \text{以下の部分} \\ \text{の金額} \end{array} \right\} \times 2\% + \left\{ \begin{array}{l} \text{住宅ローンの} \\ \text{年末残高} \\ \text{1,000万円} \\ \text{超2,000万} \\ \text{円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right\} \times 1\% + \left\{ \begin{array}{l} \text{住宅ローンの} \\ \text{年末残高} \\ \text{2,000万円} \\ \text{超3,000万} \\ \text{円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right\} \times 0.5\%$ (最高35万円)	6年	50㎡以上 240㎡以下	2,000万円 以下
平成10年1月1日 } 平成10年12月31日	(ロ) 4年目から6年目までの各年 $\left\{ \begin{array}{l} \text{住宅ローンの} \\ \text{年末残高} \\ \text{2,000万円} \\ \text{以下の部分} \\ \text{の金額} \end{array} \right\} \times 1\% + \left\{ \begin{array}{l} \text{住宅ローンの} \\ \text{年末残高} \\ \text{2,000万円} \\ \text{超3,000万} \\ \text{円以下の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right\} \times 0.5\%$ (最高25万円)			3,000万円 以下
平成11年1月1日 } 平成13年6月30日	(イ) 居住の用に供した年(1年目)から6年目までの各年 $\{\text{住宅ローンの年末残高の合計額}\} \times 1\%$ (最高50万円)	15年	50㎡以上	3,000万円 以下
	(ロ) 7年目から11年目までの各年 $\{\text{住宅ローンの年末残高の合計額}\} \times 0.75\%$ (最高37.5万円)			
	(ハ) 12年目から15年目までの各年 $\{\text{住宅ローンの年末残高の合計額}\} \times 0.5\%$ (最高25万円)			
平成11年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合に、 選択により、平成10年中に居住の用に供した場合と同じ控除期間及び控除 額を適用することができる。				
平成13年7月1日 } 平成15年12月31日	居住の用に供した年(1年目)から10年目までの各年 $\{\text{住宅ローンの年末残高の合計額}\} \times 1\%$ (最高50万円)	10年	50㎡以上	3,000万円 以下

二 政党等寄付金特別控除

次の(イ)と(ロ)とのいずれか少ない方の金額

(イ) $[(\text{政党等に対する寄付金の支出額}) - (1\text{万円} - \text{「特定寄付金の支出額」})] \times 30\%$

(ロ) 所得税の額の25%相当額

ただし、政党等に対する寄付金の支出額について寄付金控除を受ける場合は、受けることができない。

2 申告所得税

2 - 1 課税状況

(1) 申告及び処理の状況

区 分	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等
	人	千円	千円
確 定 申 告	199,685	997,432,341	52,776,473
修 正 申 告	159	699,693	45,436
決 定・増 額 更 正	-	-	64
減 額 更 正	1	21,289	4,996
更 正 請 求	-	-	-
異 議 申 立 決 定 等	-	-	-
計	実 199,843	998,110,745	52,816,976
法第103条による税額	585	-	169,783
合 計	200,428	-	52,986,759
過 少 申 告 加 算 税	内 -	-	-
無 申 告 加 算 税	内 4 4	-	111
重 加 算 税	内 -	-	-
納 税 額 総 計	-	-	52,986,870

調査対象等：平成14年分の申告所得税の納税者について、平成15年3月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税実績を示したものである。

(注)1 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

2 加算税の「人員」欄は延人数を掲げ、内書は加算税の全額が異動したものを掲げた。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等
	人	千円	千円
平 成 10 年 分	189,535	1,122,421,416	72,031,554
11	222,980	1,126,281,227	62,639,417
12	217,988	1,140,485,456	67,575,868
13	206,594	1,052,672,034	58,341,871
14	199,843	998,110,745	52,816,976

所得者別内訳								
営業等所得者			農業所得者			その他所得者		
人員	総所得金額等	申告納税額等	人員	総所得金額等	申告納税額等	人員	総所得金額等	申告納税額等
人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
54,494	192,605,337	11,681,876	7,978	25,911,785	947,843	137,213	778,915,218	40,146,753
30	73,505	4,763	5	16,043	679	124	610,145	39,993
-	-	-	-	-	-	-	-	64
-	-	-	-	-	-	1	21,289	4,996
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
実 54,524	192,678,843	11,686,640	実 7,983	25,927,829	948,522	実 137,336	779,504,074	40,181,814

- 用語の説明: 1 **総所得金額等**とは、総所得金額(利子、配当、不動産、事業、給与、譲渡、一時、雑の各所得金額の合計)及び土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡、株式等に係る譲渡所得等の金額、山林、退職の各所得金額の合計額をいい、損益通算、純損失及び雑損失の繰越控除後の金額をいう。
- 2 **申告納税額**とは、総所得金額等から所得控除を控除した後の課税所得金額に、所定の税率を乗じて計算した税額から、税額控除、源泉徴収税額等を控除した後の納付すべき税額をいう。
- 3 **更正請求**とは、納税義務者の申告をした課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等、一定の理由に限り、一定の期間内に更正(改め直すこと)の請求をすることをいう。
- 4 **法第103条による税額**とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が、年税額となった所得税額をいう。
- 5 **加算税**とは、法定期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課する税であって、一種の行政罰の性格を有するものをいう。
- (1) 過少申告加算税……期限内の申告が過少であった場合に課されるもの
- (2) 無申告加算税……申告が期限後になった場合に課されるもの
- (3) 重加算税……所得の計算において事実を隠ぺい又は仮装していた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課されるもの

所得者別内訳								
営業等所得者			農業所得者			その他所得者		
人員	総所得金額等	申告納税額等	人員	総所得金額等	申告納税額等	人員	総所得金額等	申告納税額等
人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
51,584	220,400,152	15,484,877	8,822	39,019,659	1,842,324	129,129	863,001,605	54,704,353
69,015	244,503,347	14,371,087	8,788	30,123,476	1,151,048	145,177	851,654,404	47,117,282
64,754	229,622,262	13,737,082	8,267	27,477,136	997,509	144,967	883,386,058	52,841,277
59,217	215,760,813	13,519,228	7,396	23,245,862	824,888	139,981	813,665,359	43,997,755
54,524	192,678,843	11,686,640	7,983	25,927,829	948,522	137,336	779,504,074	40,181,814

2 申告所得税

(3) 既往年分の課税状況

区 分	平成 13 年 分			平成 12 年 以前 分			計		
	人 員	総所得金額等	申告納税額等	人 員	総所得金額等	申告納税額等	人 員	総所得金額等	申告納税額等
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
申告又は処理による増減差額	内 8,093 16,250	37,552,936	2,429,129	内 1,768 5,857	18,741,097	2,536,202	内 9,861 22,107	56,294,033	4,965,330
加算税の増減差額	内 6,734 6,785	-	261,262	内 3,965 4,005	-	324,435	内 10,699 10,790	-	585,697
合 計	-	-	2,690,390	-	-	2,860,637	-	-	5,551,027

調査対象等：平成13年分以前の申告所得税の納税者について、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税実績を示したものである。

(注) 「人員」欄はそれぞれ延人員を掲げ、内書は本税又は加算税の全額について異動を生じたものを掲げた。

(4) 免除状況

区 分	人 員	所 得 金 額	軽 減 又 は 免 除 税 額
	人	千円	千円
租税特別措置法第25条 肉用牛の売却による農業所得の免税の規定によるもの	231	651,915	86,779
災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条 所得税の軽減免除の規定によるもの	-	-	-
合 計	231	651,915	86,779

調査対象等：平成14年分の所得税の確定申告により、所得税を軽減又は免税（軽減又は免除により納付税額のなくなった者を含む。）された者の実績を平成15年3月31日現在で示したものである。

2 申告所得税

(5) 税務署別課税状況

区 分	所 得 者 内 訳						
	営 業 等 所 得 者			農 業 所 得 者			
	人 員	総 所 得 金 額	申 告 納 税 額	人 員	総 所 得 金 額	申 告 納 税 額	
	人	千円	千円	人	千円	千円	
徳 島 県	徳 島	4,537	15,654,441	980,353	823	2,916,631	109,629
	鳴 門	1,924	6,208,569	303,113	724	2,802,948	112,528
	阿 南	1,603	4,943,560	215,241	178	543,452	20,219
	川 島	868	2,632,674	134,040	202	586,219	18,461
	脇 町	514	1,859,201	87,676	45	143,434	5,105
	池 田	601	1,919,862	86,141	39	127,026	8,666
	計	10,047	33,218,306	1,806,563	2,011	7,119,710	274,608
香 川 県	高 松	5,552	21,814,630	1,449,391	227	752,714	34,717
	丸 亀	2,225	8,218,536	514,365	129	357,580	11,755
	坂 出	1,827	7,178,151	443,451	142	458,921	15,732
	観 音 寺	1,974	7,127,429	481,987	656	2,004,569	66,707
	長 尾	1,481	5,183,601	304,982	145	407,723	12,505
	土 庄	510	1,741,623	94,569	32	80,898	2,083
	計	13,569	51,263,970	3,288,744	1,331	4,062,405	143,499
愛 媛 県	松 山	7,947	28,924,873	1,739,998	532	1,328,716	35,285
	今 治	2,655	8,908,843	449,754	121	321,239	10,390
	宇 和 島	1,816	6,643,520	456,252	213	574,312	15,571
	八 幡 浜	1,276	4,527,275	249,131	662	1,953,343	62,504
	新 居 浜	1,811	6,215,141	365,591	16	35,783	894
	伊 予 西 条	1,351	4,785,891	260,337	166	476,107	16,682
	大 洲	777	2,747,634	160,718	185	564,424	17,173
	伊 予 三 島	1,258	4,302,687	223,969	85	278,445	11,726
	計	18,891	67,055,864	3,905,749	1,980	5,532,370	170,225
高 知 県	高 知	5,644	19,402,230	1,308,753	170	648,372	27,545
	安 芸	964	3,369,778	228,094	674	2,246,067	84,852
	南 国	1,434	4,892,123	343,373	799	2,646,086	100,710
	須 崎	1,207	3,925,763	225,913	347	1,284,967	61,286
	中 村	1,575	5,902,919	406,299	226	671,430	21,234
	伊 野	1,193	3,647,889	173,153	445	1,716,421	64,566
	計	12,017	41,140,702	2,685,585	2,661	9,213,343	360,193
全 管 計		54,524	192,678,843	11,686,640	7,983	25,927,829	948,522

(注) この表は、「(1)申告及び処理の状況」を税務署別に示したものである。

所得者内訳			合 計					
その他所得者			人 員		総所得金額		申告納税額	
人 員	総所得金額	申告納税額	人 員	前年比	総所得金額	前年比	申告納税額	前年比
人	千円	千円	人	%	千円	%	千円	%
12,461	79,768,978	4,526,367	17,821	96.3	98,340,049	93.7	5,616,348	87.8
4,895	28,759,083	1,525,670	7,543	97.9	37,770,600	91.4	1,941,311	80.5
2,955	15,928,851	725,884	4,736	91.4	21,415,864	85.9	961,344	72.4
1,856	9,021,336	340,817	2,926	95.7	12,240,228	92.7	493,317	80.7
1,058	5,886,852	290,018	1,617	90.4	7,889,487	91.2	382,798	90.6
1,397	7,305,741	323,047	2,037	93.0	9,352,630	94.1	417,854	98.1
24,622	146,670,842	7,731,802	36,680	95.5	187,008,858	92.1	9,812,973	84.6
18,755	114,471,897	6,124,519	24,534	96.5	137,039,241	95.4	7,608,627	92.0
6,609	32,359,701	1,387,815	8,963	94.4	40,935,818	92.5	1,913,935	88.4
5,322	27,665,580	1,260,629	7,291	95.5	35,302,652	93.5	1,719,812	88.5
5,226	25,483,180	1,082,669	7,856	97.0	34,615,178	97.0	1,631,363	97.0
3,176	15,107,161	536,412	4,802	94.5	20,698,485	88.0	853,899	72.4
1,284	6,094,979	232,608	1,826	89.5	7,917,501	88.5	329,260	82.5
40,372	221,182,498	10,624,652	55,272	95.7	276,508,874	94.1	14,056,895	89.9
21,402	130,975,236	7,401,253	29,881	98.2	161,228,826	96.3	9,176,536	91.7
5,803	34,594,017	1,833,275	8,579	99.8	43,824,099	99.1	2,293,419	98.6
3,459	18,662,282	923,702	5,488	96.9	25,880,114	95.2	1,395,525	97.2
3,245	16,174,510	748,653	5,183	101.1	22,655,128	99.7	1,060,288	96.2
3,752	19,175,226	913,860	5,579	93.3	25,426,150	94.4	1,280,345	94.4
3,406	16,883,964	769,390	4,923	97.8	22,145,963	96.3	1,046,408	92.7
2,276	11,444,522	487,107	3,238	98.6	14,756,581	95.6	664,997	90.9
3,347	20,681,724	1,024,819	4,690	98.7	25,262,857	96.8	1,260,514	91.5
46,690	268,591,483	14,102,059	67,561	98.1	341,179,717	96.7	18,178,032	93.4
13,248	82,034,007	4,876,798	19,062	96.8	102,084,609	94.4	6,213,095	91.9
1,549	6,411,005	239,350	3,187	93.5	12,026,850	92.7	552,296	91.0
3,714	19,996,119	994,592	5,947	98.0	27,534,328	96.5	1,438,675	94.9
2,281	10,190,899	415,354	3,835	97.2	15,401,629	97.4	702,553	98.3
2,480	13,199,566	719,456	4,281	99.3	19,773,916	99.9	1,146,988	101.0
2,380	11,227,655	477,751	4,018	97.6	16,591,965	93.7	715,470	79.4
25,652	143,059,251	7,723,301	40,330	97.1	193,413,296	95.3	10,769,076	92.5
137,336	779,504,074	40,181,814	199,843	96.7	998,110,745	94.8	52,816,976	90.5

2 - 2 所得階級別人員

(1) 所得者別人員

所得階級	合計所得				譲渡所得		山林所得
	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計	うち短期譲渡所得があるもの		
	人	人	人	人	人	人	人
70万円以下	2,096	59	1,851	4,006	736	140	71
100万円以下	3,396	163	3,030	6,589	258	29	21
150万円以下	6,680	767	12,346	19,793	398	18	28
200万円以下	7,670	1,005	15,294	23,969	410	13	16
250万円以下	7,597	1,198	15,633	24,428	312	12	12
300万円以下	6,641	1,109	12,447	20,197	323	10	8
400万円以下	8,831	1,568	17,316	27,715	566	25	7
500万円以下	4,330	989	12,237	17,556	408	9	5
600万円以下	2,352	543	9,593	12,488	398	3	2
700万円以下	1,246	267	7,536	9,049	289	15	2
800万円以下	720	144	5,778	6,642	259	3	2
1,000万円以下	813	113	7,437	8,363	431	6	3
1,200万円以下	430	37	4,336	4,803	319	2	1
1,500万円以下	401	13	4,123	4,537	306	7	1
2,000万円以下	486	5	3,603	4,094	398	8	3
3,000万円以下	444	2	2,591	3,037	418	5	-
5,000万円以下	278	1	1,513	1,792	325	6	-
5,000万円超	113	-	672	785	240	5	1
合計	54,524	7,983	137,336	199,843	6,794	316	183
				内 172	外 296		外 3

調査対象等：平成14年分の申告所得税の納税者について、平成15年3月31日現在の合計所得により階級区分して、その分布を示したものである。

(注)1 「合計所得」の合計欄の内書は、「変動所得又は臨時所得の平均課税」の適用を受けた者を掲げた。

2 「譲渡所得」及び「山林所得」欄の人員は、「合計所得」欄に掲げた者のうち、譲渡所得又は山林所得を有する者について、その譲渡所得又は山林所得だけについて所得金額を階級区分して再掲した。

なお、外書は、譲渡所得又は山林所得が損失である者を掲げた。

用語の説明：1 **合計所得**とは、損益通算後純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。

2 **変動所得及び臨時所得の平均課税**とは、所得税の納税義務者に変動所得（漁獲から生ずる所得、原稿又は作曲の報酬、著作権の使用料による所得）又は臨時所得（職業野球選手の契約金等で臨時に発生する所得等）がある場合の税額計算上の特別な方法である。変動所得の金額は、年により著しく変動しがちであり、臨時所得の金額は数年分に見合う所得の金額が特定の時期に一括して支払われる性質のものであるため、これらの所得は、毎年ほぼ平均して所得の発生する者と比較すると累進税率の関係から税負担に不均衡が生ずる。この面を調整するため一定の条件に該当する変動所得又は臨時所得を有する納税義務者については、その納税義務者の選択により、特別な税額の計算が認められている。

(2) 青色申告者

所得階級	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計	13年分人員
	人	人	人	人	人
70万円以下	500	10	77	587	626
100万円以下	1,106	35	181	1,322	1,282
150万円以下	2,539	200	776	3,515	3,547
200万円以下	3,204	265	1,272	4,741	4,755
250万円以下	3,334	362	1,464	5,160	5,370
300万円以下	3,124	364	1,550	5,038	5,027
400万円以下	4,541	611	2,737	7,889	8,177
500万円以下	2,654	421	2,306	5,381	5,457
600万円以下	1,562	245	1,821	3,628	3,740
700万円以下	897	131	1,400	2,428	2,561
800万円以下	531	76	1,108	1,715	1,761
1,000万円以下	593	54	1,636	2,283	2,390
1,200万円以下	334	22	906	1,262	1,240
1,500万円以下	334	10	846	1,190	1,195
2,000万円以下	432	3	737	1,172	1,236
3,000万円以下	409	2	721	1,132	1,124
5,000万円以下	267	1	515	783	819
5,000万円超	109	-	226	335	384
合計	26,470	2,812	20,279	49,561	50,691

調査対象等：平成14年分の申告所得税の納税者のうち、青色申告者について、平成15年3月31日現在の合計所得により階級区分して、それぞれの分布状況を示したものである。

用語の説明：青色申告とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をして、これに基づいた正確な申告と完全な納税をすることを目的として設けられている制度である。青色申告が認められているのは事業所得、不動産所得及び山林所得であり、青色申告をした者には税務計算上種々の特典がある。

2 申告所得税

(3) 都道府県別平均所得金額

都道府県名	14年分 平均所得	14年の 順位	10年分 平均所得	14/10	都道府県名	14年分 平均所得	14年の 順位	10年分 平均所得	14/10
	千円		千円	%		千円		千円	%
東 京	7,364	1	8,080	91.1	宮 城	4,936	25	5,975	82.6
神 奈 川	6,157	2	7,198	85.5	熊 本	4,917	26	5,778	85.1
愛 知	5,948	3	6,879	86.5	三 重	4,900	27	6,033	81.2
奈 良	5,885	4	7,098	82.9	大 分	4,874	28	5,825	83.7
兵 庫	5,826	5	7,055	82.6	茨 城	4,836	29	5,965	81.1
大 阪	5,737	6	6,824	84.1	岡 山	4,824	30	5,659	85.2
京 都	5,649	7	6,832	82.7	高 知	4,796	31	5,650	84.9
千 葉	5,523	8	6,607	83.6	鹿 児 島	4,760	32	5,642	84.4
埼 玉	5,448	9	6,495	83.9	富 山	4,701	33	5,758	81.6
沖 縄	5,418	10	6,541	82.8	青 森	4,669	34	5,678	82.2
福 岡	5,306	11	6,316	84.0	山 梨	4,601	35	5,721	80.4
静 岡	5,168	12	6,107	84.6	長 野	4,562	36	5,724	79.7
滋 賀	5,124	13	6,174	83.0	新 潟	4,532	37	5,616	80.7
徳 島	5,098	14	6,143	83.0	宮 崎	4,505	38	5,449	82.7
北 海 道	5,069	15	5,992	84.6	佐 賀	4,503	39	5,448	82.7
岐 阜	5,066	16	6,136	82.6	山 口	4,409	40	5,247	84.0
石 川	5,059	17	6,008	84.2	福 島	4,400	41	5,464	80.5
愛 媛	5,050	18	5,934	85.1	島 根	4,396	42	5,123	85.8
栃 木	5,047	19	5,997	84.2	長 崎	4,390	43	5,389	81.5
香 川	5,003	20	5,950	84.1	鳥 取	4,387	44	5,159	85.0
群 馬	4,968	21	6,014	82.6	山 形	4,322	45	5,347	80.8
和 歌 山	4,958	22	6,079	81.6	秋 田	4,307	46	5,406	79.7
広 島	4,953	23	5,798	85.4	岩 手	4,275	47	5,367	79.7
福 井	4,940	24	5,854	84.4	平 均	5,542	-	6,529	84.9

(注) この表は、申告所得税の納税額があったものについて、県別に平均所得金額を掲げた。

2 申告所得税

(4) 税務署別人員(その1)

区 分	営 業 等										
	70万円 以 下	100万円 以 下	150万円 以 下	200万円 以 下	250万円 以 下	300万円 以 下	400万円 以 下	500万円 以 下	600万円 以 下	700万円 以 下	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
徳 島 県	徳 島	184	318	609	673	657	564	687	301	162	98
	鳴 門	90	112	253	307	299	220	285	133	87	34
	阿 南	56	91	201	243	251	198	259	123	71	28
	川 島	33	78	112	127	146	121	124	43	27	17
	脇 町	21	38	65	65	76	77	62	37	24	16
	池 田	24	52	55	88	86	61	104	64	26	15
	計	408	689	1,295	1,503	1,515	1,241	1,521	701	397	208
香 川 県	高 松	178	286	608	700	759	707	1,020	479	255	123
	丸 亀	96	134	237	290	309	274	392	190	94	50
	坂 出	61	91	206	211	253	214	322	184	87	50
	観 音 寺	63	128	243	264	280	246	331	168	87	50
	長 尾	55	82	201	181	193	192	274	122	63	26
	土 庄	17	25	56	73	83	75	67	53	20	13
	計	470	746	1,551	1,719	1,877	1,708	2,406	1,196	606	312
愛 媛 県	松 山	285	439	906	1,110	1,044	962	1,323	698	402	197
	今 治	94	173	302	351	363	323	480	219	115	60
	宇 和 島	64	149	244	255	237	189	258	139	72	49
	八 幡 浜	48	71	164	173	164	143	207	113	68	35
	新 居 浜	76	95	200	278	250	266	294	138	72	35
	伊 予 西 条	39	69	159	176	207	183	230	100	59	32
	大 洲	30	51	91	112	99	89	129	67	37	21
	伊 予 三 島	44	76	159	179	175	151	200	118	50	29
	計	680	1,123	2,225	2,634	2,539	2,306	3,121	1,592	875	458
高 知 県	高 知	263	406	770	863	766	658	835	392	211	111
	安 芸	47	59	112	161	124	105	158	74	36	19
	南 国	53	102	191	216	228	168	214	95	59	30
	須 崎	46	74	174	160	182	151	188	82	39	33
	中 村	88	120	216	216	174	158	224	111	75	48
	伊 野	41	77	146	198	192	146	164	87	54	27
	計	538	838	1,609	1,814	1,666	1,386	1,783	841	474	268
全 管 計	2,096	3,396	6,680	7,670	7,597	6,641	8,831	4,330	2,352	1,246	

(注) この表は、「(1)所得者別人員」を税務署別に示したものである。

所 得 者									合 計	区 分
800万円 以 下	1,000万円 以 下	1,200万円 以 下	1,500万円 以 下	2,000万円 以 下	3,000万円 以 下	5,000万円 以 下	5,000万円 超	人		
48	50	40	39	43	36	20	8	4,537	徳 島	徳 島 県
17	25	16	7	15	12	10	2	1,924	鳴 門	
27	15	8	8	9	13	2	-	1,603	阿 南	
9	13	3	3	7	3	1	1	868	川 島	
5	6	2	3	5	8	3	1	514	脇 町	
6	9	-	1	5	4	-	1	601	池 田	
112	118	69	61	84	76	36	13	10,047	計	
70	84	44	45	66	64	44	20	5,552	高 松	香 川 県
33	39	15	15	17	24	10	6	2,225	丸 亀	
27	33	14	20	15	22	13	4	1,827	坂 出	
17	19	13	16	14	13	16	6	1,974	観 音 寺	
23	21	9	7	10	10	7	5	1,481	長 尾	
8	10	2	-	-	2	5	1	510	土 庄	
178	206	97	103	122	135	95	42	13,569	計	
115	123	86	67	69	72	33	16	7,947	松 山	愛 媛 県
37	48	20	18	25	18	7	2	2,655	今 治	
38	34	19	18	19	15	14	3	1,816	宇 和 島	
23	19	9	9	15	7	6	2	1,276	八 幡 浜	
21	21	8	14	18	15	5	5	1,811	新 居 浜	
14	26	11	12	18	7	7	2	1,351	伊 予 西 条	
8	14	2	9	6	8	3	1	777	大 洲	伊 予 三 島
18	18	9	8	6	8	7	3	1,258	伊 予 三 島	
274	303	164	155	176	150	82	34	18,891	計	
66	79	46	38	48	46	33	13	5,644	高 知	高 知 県
16	18	6	7	11	4	5	2	964	安 芸	
15	13	10	6	11	10	9	4	1,434	南 国	
20	23	7	7	7	9	4	1	1,207	須 崎	
24	35	21	19	21	11	10	4	1,575	中 村	
15	18	10	5	6	3	4	-	1,193	伊 野	
156	186	100	82	104	83	65	24	12,017	計	
720	813	430	401	486	444	278	113	54,524	全 管 計	

2 申告所得税

(4) 税務署別人員(その2)

区 分	農 業 所										
	70万円 以 下	100万円 以 下	150万円 以 下	200万円 以 下	250万円 以 下	300万円 以 下	400万円 以 下	500万円 以 下	600万円 以 下	700万円 以 下	
徳 島 県	徳 島	3	20	55	86	115	113	159	114	72	36
	鳴 門	1	1	29	61	86	94	167	129	66	30
	阿 南	2	3	25	29	22	31	25	15	14	5
	川 島	2	4	38	29	29	24	30	20	15	7
	脇 町	-	1	6	3	6	11	4	9	3	1
	池 田	3	1	6	5	5	6	6	5	-	-
	計	11	30	159	213	263	279	391	292	170	79
香 川 県	高 松	-	5	25	23	44	24	49	28	11	9
	丸 亀	2	5	19	20	21	17	25	9	3	5
	坂 出	1	4	16	13	17	27	26	18	11	2
	観 音 寺	7	8	64	81	111	116	132	62	44	19
	長 尾	3	7	18	18	25	21	30	10	8	3
	土 庄	-	-	6	3	10	5	5	3	-	-
	計	13	29	148	158	228	210	267	130	77	38
愛 媛 県	松 山	6	17	80	102	107	75	82	41	14	7
	今 治	1	-	26	18	25	11	20	13	5	1
	宇 和 島	2	8	29	34	37	32	38	23	7	-
	八 幡 浜	6	14	62	106	103	111	141	53	36	18
	新 居 浜	-	1	3	4	1	3	4	-	-	-
	伊 予 西 条	3	6	19	24	35	25	20	16	10	1
	大 洲	2	3	22	22	35	19	34	33	7	5
	伊 予 三 島	-	2	9	9	20	5	15	14	4	2
	計	20	51	250	319	363	281	354	193	83	34
高 知 県	高 知	1	4	13	25	12	14	39	16	17	14
	安 芸	6	14	60	67	98	95	140	92	54	22
	南 国	5	13	72	112	114	108	165	93	51	27
	須 崎	-	7	29	44	41	40	68	51	23	21
	中 村	3	10	17	32	41	29	44	27	12	4
	伊 野	-	5	19	35	38	53	100	95	56	28
	計	15	53	210	315	344	339	556	374	213	116
全 管 計	59	163	767	1,005	1,198	1,109	1,568	989	543	267	

得 者								合 計	区 分
800万円 以 下	1,000万円 以 下	1,200万円 以 下	1,500万円 以 下	2,000万円 以 下	3,000万円 以 下	5,000万円 以 下	5,000万円 超		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	
25	19	2	3	1	-	-	-	823	徳 島
30	21	9	-	-	-	-	-	724	鳴 門
2	2	2	1	-	-	-	-	178	阿 南
1	3	-	-	-	-	-	-	202	川 島
-	1	-	-	-	-	-	-	45	脇 町
-	-	1	-	-	1	-	-	39	池 田
58	46	14	4	1	1	-	-	2,011	計
3	2	1	1	1	1	-	-	227	高 松
2	1	-	-	-	-	-	-	129	丸 亀
3	3	1	-	-	-	-	-	142	坂 出
3	7	2	-	-	-	-	-	656	観 音 寺
-	1	1	-	-	-	-	-	145	長 尾
-	-	-	-	-	-	-	-	32	土 庄
11	14	5	1	1	1	-	-	1,331	計
-	1	-	-	-	-	-	-	532	松 山
-	-	1	-	-	-	-	-	121	今 治
1	1	-	1	-	-	-	-	213	宇 和 島
5	5	1	1	-	-	-	-	662	八 幡 浜
-	-	-	-	-	-	-	-	16	新 居 浜
4	3	-	-	-	-	-	-	166	伊 予 西 条
2	-	1	-	-	-	-	-	185	大 洲
3	1	1	-	-	-	-	-	85	伊 予 三 島
15	11	4	2	-	-	-	-	1,980	計
8	5	1	-	1	-	-	-	170	高 知
13	7	5	-	1	-	-	-	674	安 芸
21	10	4	3	1	-	-	-	799	南 国
6	11	2	3	-	-	1	-	347	須 崎
3	3	1	-	-	-	-	-	226	中 村
9	6	1	-	-	-	-	-	445	伊 野
60	42	14	6	3	-	1	-	2,661	計
144	113	37	13	5	2	1	-	7,983	全 管 計

2 申告所得税

(4) 税務署別人員(その3)

区 分	そ の 他										
	70万円 以 下	100万円 以 下	150万円 以 下	200万円 以 下	250万円 以 下	300万円 以 下	400万円 以 下	500万円 以 下	600万円 以 下	700万円 以 下	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
徳 島 県	徳 島	165	253	983	1,286	1,238	1,017	1,502	1,093	918	664
	鳴 門	72	126	456	497	499	381	599	424	357	301
	阿 南	60	63	315	329	320	298	372	266	203	151
	川 島	27	51	221	222	197	157	251	166	123	128
	脇 町	10	27	121	111	125	106	126	88	69	54
	池 田	27	33	161	192	142	147	159	120	102	77
計	361	553	2,257	2,637	2,521	2,106	3,009	2,157	1,772	1,375	
香 川 県	高 松	183	309	1,411	1,929	2,025	1,696	2,426	1,728	1,338	1,056
	丸 亀	101	135	682	836	867	625	867	597	419	325
	坂 出	65	138	454	643	639	477	724	490	360	300
	観 音 寺	117	134	590	623	572	468	656	501	407	313
	長 尾	49	91	333	447	412	292	429	266	208	154
	土 庄	6	22	121	186	167	148	162	119	82	67
計	521	829	3,591	4,664	4,682	3,706	5,264	3,701	2,814	2,215	
愛 媛 県	松 山	249	392	1,589	2,132	2,523	1,926	2,628	1,943	1,531	1,212
	今 治	51	118	443	583	669	579	759	538	426	336
	宇 和 島	54	94	358	433	419	310	451	284	238	160
	八 幡 浜	56	96	337	400	398	307	430	279	233	178
	新 居 浜	56	104	342	505	486	377	502	317	227	149
	伊 予 西 条	37	80	345	393	391	316	476	350	231	206
	大 洲	43	51	250	252	265	220	300	212	165	114
	伊 予 三 島	47	69	269	317	363	328	420	282	270	207
計	593	1,004	3,933	5,015	5,514	4,363	5,966	4,205	3,321	2,562	
高 知 県	高 知	146	235	1,091	1,420	1,433	1,150	1,561	1,157	896	751
	安 芸	27	48	191	227	211	154	193	127	93	73
	南 国	54	106	389	421	436	341	431	312	254	228
	須 崎	41	96	293	300	271	192	302	195	143	101
	中 村	47	80	285	309	290	226	323	202	149	126
	伊 野	61	79	316	301	275	209	267	181	151	105
計	376	644	2,565	2,978	2,916	2,272	3,077	2,174	1,686	1,384	
全 管 計	1,851	3,030	12,346	15,294	15,633	12,447	17,316	12,237	9,593	7,536	

所 得 者									合 計	区 分
800万円 以 下	1,000万円 以 下	1,200万円 以 下	1,500万円 以 下	2,000万円 以 下	3,000万円 以 下	5,000万円 以 下	5,000万円 超			
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
563	815	529	472	406	298	185	74	12,461	徳 島	徳 島 県
249	321	160	144	112	109	62	26	4,895	鳴 門	
117	164	69	72	57	49	34	16	2,955	阿 南	
69	86	44	33	34	27	17	3	1,856	川 島	
40	39	41	30	30	24	12	5	1,058	脇 町	
66	50	28	27	12	30	14	10	1,397	池 田	
1,104	1,475	871	778	651	537	324	134	24,622	計	
873	1,112	712	682	570	412	199	94	18,755	高 松	香 川 県
237	313	162	157	116	93	60	17	6,609	丸 亀	
216	274	154	139	104	63	64	18	5,322	坂 出	
196	203	120	102	102	65	42	15	5,226	観 音 寺	
110	128	73	62	49	37	26	10	3,176	長 尾	
40	44	29	31	32	18	7	3	1,284	土 庄	
1,672	2,074	1,250	1,173	973	688	398	157	40,372	計	
960	1,336	759	730	641	453	256	142	21,402	松 山	愛 媛 県
236	306	181	176	164	126	76	36	5,803	今 治	
133	160	85	86	84	53	37	20	3,459	宇 和 島	
105	125	66	68	72	52	30	13	3,245	八 幡 浜	
117	178	89	106	92	55	34	16	3,752	新 居 浜	
129	156	67	78	72	46	22	11	3,406	伊 予 西 条	
97	96	46	41	56	40	22	6	2,276	大 洲	
129	180	109	104	106	79	40	28	3,347	伊 予 三 島	
1,906	2,537	1,402	1,389	1,287	904	517	272	46,690	計	
607	801	502	488	453	307	179	71	13,248	高 知	高 知 県
61	54	28	25	14	9	11	3	1,549	安 芸	
137	196	105	108	93	50	34	19	3,714	南 国	
83	85	55	44	40	22	14	4	2,281	須 崎	
104	116	56	52	50	38	20	7	2,480	中 村	
104	99	67	66	42	36	16	5	2,380	伊 野	
1,096	1,351	813	783	692	462	274	109	25,652	計	
5,778	7,437	4,336	4,123	3,603	2,591	1,513	672	137,336	全 管 計	

2 申告所得税

(4) 税務署別人員(その4)

区 分	合										
	70万円 以 下	100万円 以 下	150万円 以 下	200万円 以 下	250万円 以 下	300万円 以 下	400万円 以 下	500万円 以 下	600万円 以 下	700万円 以 下	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
徳 島 県	徳 島	352	591	1,647	2,045	2,010	1,694	2,348	1,508	1,152	798
	鳴 門	163	239	738	865	884	695	1,051	686	510	365
	阿 南	118	157	541	601	593	527	656	404	288	184
	川 島	62	133	371	378	372	302	405	229	165	152
	脇 町	31	66	192	179	207	194	192	134	96	71
	池 田	54	86	222	285	233	214	269	189	128	92
計	780	1,272	3,711	4,353	4,299	3,626	4,921	3,150	2,339	1,662	
香 川 県	高 松	361	600	2,044	2,652	2,828	2,427	3,495	2,235	1,604	1,188
	丸 亀	199	274	938	1,146	1,197	916	1,284	796	516	380
	坂 出	127	233	676	867	909	718	1,072	692	458	352
	観 音 寺	187	270	897	968	963	830	1,119	731	538	382
	長 尾	107	180	552	646	630	505	733	398	279	183
	土 庄	23	47	183	262	260	228	234	175	102	80
計	1,004	1,604	5,290	6,541	6,787	5,624	7,937	5,027	3,497	2,565	
愛 媛 県	松 山	540	848	2,575	3,344	3,674	2,963	4,033	2,682	1,947	1,416
	今 治	146	291	771	952	1,057	913	1,259	770	546	397
	宇 和 島	120	251	631	722	693	531	747	446	317	209
	八 幡 浜	110	181	563	679	665	561	778	445	337	231
	新 居 浜	132	200	545	787	737	646	800	455	299	184
	伊 予 西 条	79	155	523	593	633	524	726	466	300	239
	大 洲	75	105	363	386	399	328	463	312	209	140
	伊 予 三 島	91	147	437	505	558	484	635	414	324	238
計	1,293	2,178	6,408	7,968	8,416	6,950	9,441	5,990	4,279	3,054	
高 知 県	高 知	410	645	1,874	2,308	2,211	1,822	2,435	1,565	1,124	876
	安 芸	80	121	363	455	433	354	491	293	183	114
	南 国	112	221	652	749	778	617	810	500	364	285
	須 崎	87	177	496	504	494	383	558	328	205	155
	中 村	138	210	518	557	505	413	591	340	236	178
	伊 野	102	161	481	534	505	408	531	363	261	160
計	929	1,535	4,384	5,107	4,926	3,997	5,416	3,389	2,373	1,768	
全 管 計	4,006	6,589	19,793	23,969	24,428	20,197	27,715	17,556	12,488	9,049	

計									区 分
800万円 以 下	1,000万円 以 下	1,200万円 以 下	1,500万円 以 下	2,000万円 以 下	3,000万円 以 下	5,000万円 以 下	5,000万円 超	合 計	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	
636	884	571	514	450	334	205	82	17,821	徳 島
296	367	185	151	127	121	72	28	7,543	鳴 門
146	181	79	81	66	62	36	16	4,736	阿 南
79	102	47	36	41	30	18	4	2,926	川 島
45	46	43	33	35	32	15	6	1,617	脇 町
72	59	29	28	17	35	14	11	2,037	池 田
1,274	1,639	954	843	736	614	360	147	36,680	計
946	1,198	757	728	637	477	243	114	24,534	高 松
272	353	177	172	133	117	70	23	8,963	丸 亀
246	310	169	159	119	85	77	22	7,291	坂 出
216	229	135	118	116	78	58	21	7,856	観 音 寺
133	150	83	69	59	47	33	15	4,802	長 尾
48	54	31	31	32	20	12	4	1,826	土 庄
1,861	2,294	1,352	1,277	1,096	824	493	199	55,272	計
1,075	1,460	845	797	710	525	289	158	29,881	松 山
273	354	202	194	189	144	83	38	8,579	今 治
172	195	104	105	103	68	51	23	5,488	宇 和 島
133	149	76	78	87	59	36	15	5,183	八 幡 浜
138	199	97	120	110	70	39	21	5,579	新 居 浜
147	185	78	90	90	53	29	13	4,923	伊 予 西 条
107	110	49	50	62	48	25	7	3,238	大 洲
150	199	119	112	112	87	47	31	4,690	伊 予 三 島
2,195	2,851	1,570	1,546	1,463	1,054	599	306	67,561	計
681	885	549	526	502	353	212	84	19,062	高 知
90	79	39	32	26	13	16	5	3,187	安 芸
173	219	119	117	105	60	43	23	5,947	南 国
109	119	64	54	47	31	19	5	3,835	須 崎
131	154	78	71	71	49	30	11	4,281	中 村
128	123	78	71	48	39	20	5	4,018	伊 野
1,312	1,579	927	871	799	545	340	133	40,330	計
6,642	8,363	4,803	4,537	4,094	3,037	1,792	785	199,843	全 管 計

2 - 3 所得種類別人員、所得金額

(1) 人員、所得金額

区 分	人 員		所 得 金 額			
	主たるもの	従たるもの	外	千円		
事業所得	営業等所得	54,697	1,288	7,132	1,284,763	191,414,396
	農業所得	8,021	2,926	10,274	1,369,061	29,884,674
	計	62,718	4,214	17,406	2,653,823	221,299,069
利子所得	18	-	173	-	120,074	
配当所得	116	-	9,308	-	7,990,280	
不動産所得	22,922	890	39,208	557,694	137,416,636	
給与所得	77,832	-	21,084	-	458,222,888	
総合譲渡所得	57	229	343	161,179	790,968	
一時所得	1,907	-	9,120	-	11,648,127	
雑所得	28,667	-	40,568	-	84,613,262	
(損益通産による差額)	-	-	-	2,540,840	901,318	
合 計	194,237	5,333	137,210	5,913,537	923,002,623	
分離短期譲渡所得	63	21	176	-	672,405	
分離長期譲渡所得	5,005	51	1,227	-	72,591,667	
株式等の譲渡等所得	334	-	348	-	5,074,753	
山林所得	64	3	119	-	390,518	
退職所得	140	-	361	-	2,292,317	
総 計	199,843	5,408	139,441	5,913,537	1,004,024,282	

調査対象等：平成14年分の申告所得税の納税者について、平成15年3月31日現在の合計所得を所得の種類別に区分して、人員、所得金額の状況を示したものである。

(注)1 1人で2以上の種類の所得を併有する場合は、各種類の所得のうち最も大きいものを「主たるもの」欄に、その他のものを「従たるもの」欄に、それぞれ該当する種類ごとに1人として掲げた。

また、所得金額は、主たるもの及び従たるものを区分することなく、各種類ごとの所得金額の合計額を掲げた。

2 外書は、損失額のある者の人員及びその損失額を掲げた。

3 所得金額は、特後所得(特典控除後のことで、青色事業専従者給与等の青色申告の特典の金額又は事業専従者控除額を控除した後の金額をいう。)で示されている。

(2) 人員、所得金額の変遷

(2) - 1 人 員

区 分	10 年 分		14 年 分	
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比
	人	%	人	%
事業所得 { 営業等所得	51,728	27.3	54,697	27.4
事業所得 { 農業所得	8,872	4.7	8,021	4.0
事業所得 { 計	60,600	32.0	62,718	31.4
利子所得	14	0.0	18	0.0
配当所得	45	0.0	116	0.1
不動産所得	17,956	9.5	22,922	11.5
給与所得	81,278	42.9	77,832	38.9
総合譲渡所得	76	0.0	57	0.0
一時所得	2,352	1.2	1,907	1.0
雑所得	20,311	10.7	28,667	14.3
合 計	182,632	96.4	194,237	97.2
分離短期譲渡所得	52	0.0	63	0.0
分離長期譲渡所得	6,482	3.4	5,005	2.5
株式等の譲渡等所得	172	0.1	334	0.2
山林所得	102	0.1	64	0.0
退職所得	95	0.1	140	0.1
總 計	189,535	100.0	199,843	100.0

調査時点：翌年3月31日

(2) - 2 所得金額

区 分	10 年 分		14 年 分	
	所 得 金 額	構 成 比	所 得 金 額	構 成 比
	千円	%	千円	%
事業所得 { 営業等所得	218,656,086	19.4	191,414,396	19.1
事業所得 { 農業所得	44,610,943	4.0	29,884,674	3.0
事業所得 { 計	263,267,029	23.4	221,299,069	22.0
利子所得	222,388	0.0	120,074	0.0
配当所得	8,647,684	0.8	7,990,280	0.8
不動産所得	129,484,828	11.5	137,416,636	13.7
給与所得	510,281,471	45.3	458,222,888	45.6
総合譲渡所得	698,359	0.1	790,968	0.1
一時所得	15,792,613	1.4	11,648,127	1.2
雑所得	74,378,813	6.6	84,613,262	8.4
(損益通産による差額)	665,130	0.1	901,318	0.1
合 計	1,003,438,315	89.2	923,002,623	91.9
分離短期譲渡所得	622,183	0.1	672,405	0.1
分離長期譲渡所得	113,447,976	10.1	72,591,667	7.2
株式等の譲渡等所得	6,026,222	0.5	5,074,753	0.5
山林所得	776,284	0.1	390,518	0.0
退職所得	972,039	0.1	2,292,317	0.2
總 計	1,125,283,019	100.0	1,004,024,282	100.0

調査時点：翌年3月31日